

むつみ

第31号 1989. 9. 13
永年勤続受賞者特集号



三吉頭首工

福島県土地改良団体職員連絡協議会

(9) 母に送る感謝状……………矢吹土地改良区 大森 哉

(10) 二十一年……………大熊町土地改良区 志賀秀栄

維持管理の土地改良区に?
（11）私の巻柏……………鮫川土地改良区 鷺野谷 弘之
自然は何かを教えてくれる（12）土地改良事業と私……………会津北部土地改良区 鈴木 忠四郎
町職員を兼務しながら会検の指摘も（13）土地改良事業と私……………会津北部土地改良区 棚木 均
かわやはなし……………土地連 大橋 建男（14）かわやはなし……………土地連 和氣源輔
やすらぎのある快適な個室に?（15）土地改良に係る者として……………土地連 児玉孝平
人を覚える、人とのつながりを（16）三十一年……………土地連 児玉孝平
基盤整備で食糧の確保を（17）土地改良施設管理に思う……………土地連 大島 孫三郎
次の引越は（18）農業用排水路清掃参加者傷害保険の概要……………事務局
みんなの財産、適正な管理を（19）土地改良施設保守管理傷害保険の概要……………事務局
六、土地改良施設保守管理傷害保険の概要……………事務局（20）会員名簿（平成元年八月一日現在）……………事務局
七、会員名簿（平成元年八月一日現在）……………事務局（21）「表紙」県営かんがい排水事業……………事務局
八、「表紙」県営かんがい排水事業……………事務局（22）第十二回全国土地改良大会のご案内……………事務局
九、第十二回全国土地改良大会のご案内……………事務局（23）職員連絡協議会規約（表彰規程含む）……………事務局
二、編集子……………事務局（24）会津北部地区の概要……………事務局
事務局（25）農業用排水路清掃参加者傷害保険の概要……………事務局
五、農業用排水路清掃参加者傷害保険の概要……………事務局（26）土地連 朝倉幹夫……………事務局
六、土地改良施設保守管理傷害保険の概要……………事務局（27）須藤 真代……………事務局
七、会員名簿（平成元年八月一日現在）……………事務局（28）坂本 仁……………事務局
八、「表紙」県営かんがい排水事業……………事務局（29）大島 孫三郎……………事務局
九、第十二回全国土地改良大会のご案内……………事務局（30）孫三郎……………事務局
十、職員連絡協議会規約（表彰規程含む）……………事務局（31）大橋 建男……………事務局
十一、私……………事務局（32）和氣源輔……………事務局
十二、和氣源輔……………事務局（33）児玉孝平……………事務局
十三、児玉孝平……………事務局（34）孫三郎……………事務局
十四、孫三郎……………事務局（35）大橋 建男……………事務局
十五、大橋 建男……………事務局（36）和氣源輔……………事務局
十六、和氣源輔……………事務局（37）児玉孝平……………事務局
十七、児玉孝平……………事務局（38）孫三郎……………事務局
十八、孫三郎……………事務局（39）大橋 建男……………事務局
十九、大橋 建男……………事務局（40）和氣源輔……………事務局
二十、和氣源輔……………事務局（41）児玉孝平……………事務局
二十一、児玉孝平……………事務局（42）孫三郎……………事務局
二十二、孫三郎……………事務局（43）大橋 建男……………事務局
二十三、大橋 建男……………事務局（44）和氣源輔……………事務局
二十四、和氣源輔……………事務局（45）児玉孝平……………事務局
二十五、児玉孝平……………事務局（46）孫三郎……………事務局
二十六、孫三郎……………事務局（47）大橋 建男……………事務局
二十七、大橋 建男……………事務局（48）和氣源輔……………事務局
二十八、和氣源輔……………事務局（49）児玉孝平……………事務局
二十九、児玉孝平……………事務局（50）孫三郎……………事務局
三十、孫三郎……………事務局（51）大橋 建男……………事務局
三十一、大橋 建男……………事務局（52）和氣源輔……………事務局
三十二、和氣源輔……………事務局（53）児玉孝平……………事務局
三十三、児玉孝平……………事務局（54）孫三郎……………事務局
三十四、孫三郎……………事務局（55）大橋 建男……………事務局
三十五、大橋 建男……………事務局（56）和氣源輔……………事務局
三十六、和氣源輔……………事務局（57）児玉孝平……………事務局
三十七、児玉孝平……………事務局（58）孫三郎……………事務局
三十八、孫三郎……………事務局（59）大橋 建男……………事務局
三十九、大橋 建男……………事務局（60）和氣源輔……………事務局
四十、和氣源輔……………事務局

昭和六十二年度 第三回幹事・監査員 合同会議開催

三月三十日午後一時より郡山市熱

海町郡山簡易保険保養センター会議

室において、幹事、監査員、連絡員

及び事務局より尾形局長外が出席し

て開催された。

まず兼子会長より本日の役員会開

催の主旨について挨拶をした後、議

長となり次の事項を協議した。

(1) 昭和六十三年度業務執行状況に

ついて

(2) 昭和六十三年度収支決算見込に

ついて

(3) 総会開催日時等について

規約第十一條により七月に開催

することになるが、参議院議員通

常選挙が行われるため、日時につ

いては後日決定したい。

(4) 業務研修会について

総会時研修、県外研修共、アン

ケート結果によれば今迄どおりで

よいとの意見が多いので、事務局

において研修先を検討の上、会員

に通知すること。

平成元年度 監査員会幹事会開催

なお代表監査員の後任には持回り
の監査員会議において、白井正敏氏

が互選された。

(5) 事業に対するアンケート調査結

果について

昨年九月（土地連を除く）会員

にアンケートを求めた結果を、機

関紙「むつみ」第三〇号に掲載し

た旨を事務局より説明、幹事会の

意見をお願いした。その結果を尊

重して今後の業務計画において検

討したい旨の意見がだされた。

(6) その他

(1) 本年七月に行われる予定の参

議院議員の通常選挙に当り、土

地改良の代表として次の三氏を

推せん候補に決定した。

比例代表候補予定者

須藤 良太郎 氏

石原 健太郎 氏

添田 増太郎 氏

(2) 代表監査員堀川幸雄氏（原町土

地改良区）が三月三十日付をもつ

て退職する旨の報告があつた。

(7) 幹事会

昭和六十三年度事業報告及び収支

決算の監査は、六月十四日午前十時

から土地連会議室において、会津本

郷町土地改良区白井正敏代表監査員、

郡山市多田野土地改良区橋本幸一監

査員の出席のもと監査員会が開かれ

た。

統いて事務局員立会いのもと事業

内容、収支決算及び会費等の徴収状

況について関係諸帳簿支払証書によ

り会計経理の内容を詳細に監査され

た。

監査の結果は事業の内容、会計経

理の内容及び諸帳簿共良好に処理さ

れており、収支決算は適切であると

認められた。

(8) 幹事会

(1) 昭和六十三年度事業及び業務報

告、同決算報告を事務局より説明

され、後、白井代表監査員より監査結果

(2) 報告が行われた。

平成元年度総会について
前年度総会において決定された
とおり、会津方部において規約の
定めるとおり七月に開催すること
について事務局より提案されたが、

参議院議員の選挙期間との兼合い
が論議され、本年度に限り八月開

催を検討されたい旨提案があり、
時期については会長、副会長に一
任された。

本協議会より表彰されました方は
次のとおりです。

受賞者の皆様おめでとうございま
す。健康に留意されまして益々の御
活躍を祈念いたします。
今後も本協議会の発展にお力添を
賜りますようお願いいたします。

〔永年勤続者〕

☆ 10年表彰

所属団体名	氏名
川内村土地改良区	佐々木弘
鮫川村土地改良区	藤沢正美
棚倉土地改良区	遠藤正一
鹿島町土地改良区	末永秀男
安積疏水土地改良区	石井真由美
いわき市勿来地区	生田吉康
富岡町土地改良区	坂本仁
会津北部土地改良区	須藤真代
土地改良事業団体連合会	朝倉幹夫
会津若松市	藤沢久美子
以上 17 名	

平成元年度総会開催

本協議会の平成元年度総会は、去
る八月二十四日十三時三十分より会
津若松市芦の牧温泉丸峰観光ホテル
会議室において、会員及び来賓が出
席して開催された。

総会は尾形事務局長（土地連指導



総会

☆ 20年表彰

所属団体名	氏名
表郷村土地改良区	荒井宏
矢吹土地改良区	大森哉
大熊町土地改良区	志賀秀栄
鹿島町土地改良区	田村宗男
鮫川村土地改良区	鷺野谷弘行
四時川沿岸土地改良区	宮坂正幸
矢吹原土地改良区	鈴木忠四郎
梁川町土地改良区	小宅寿
会津北部土地改良区	棚木均
土地改良事業団体連合会	伊藤洋子
"	高木キミ子
"	大橋建男
"	佐藤善文
"	阿部正
"	阿部慶一郎
"	安藤隆子
以上 16 名	

次いで田島農地事務所松本所長よ
り来賓祝辞の後、議長選出が行われ、
門田堰土地改良区上田俊明氏を選出
し挨拶の後、昭和六十三年度事業報
告及び収支決算が一括議題として、
事務局の説明代表監査員の監査結果
報告後、原案どおり承認された。

次に平成元年度補正予算、平成二
年度事業計画・収支予算並びに会費
協賛金の額及び徴収方法を提案事務
局の説明後、いづれも原案どおり可
決されました。

次に役員の補選について提案され
た。これは本年三月三十一日で退職
された原町市土地改良区堀川幸雄監
査員（浜通り）の補選を総会におい
て選任されることになつており、志
賀秀栄氏（大熊町土地改良区）が選
任された。

続いて平成二年度からの役員選任
が提案され、各方部毎の被選任者が
事務局より報告され全会一致で選任
された。

最後に菅生副会長（土地連）の閉
会の挨拶で総会の全日程を終了した。

平成元年度 土地改良団体職員 業務研修会

本協議会主催の研修会は八月二十
四日、二十五日の二日間、会津若松

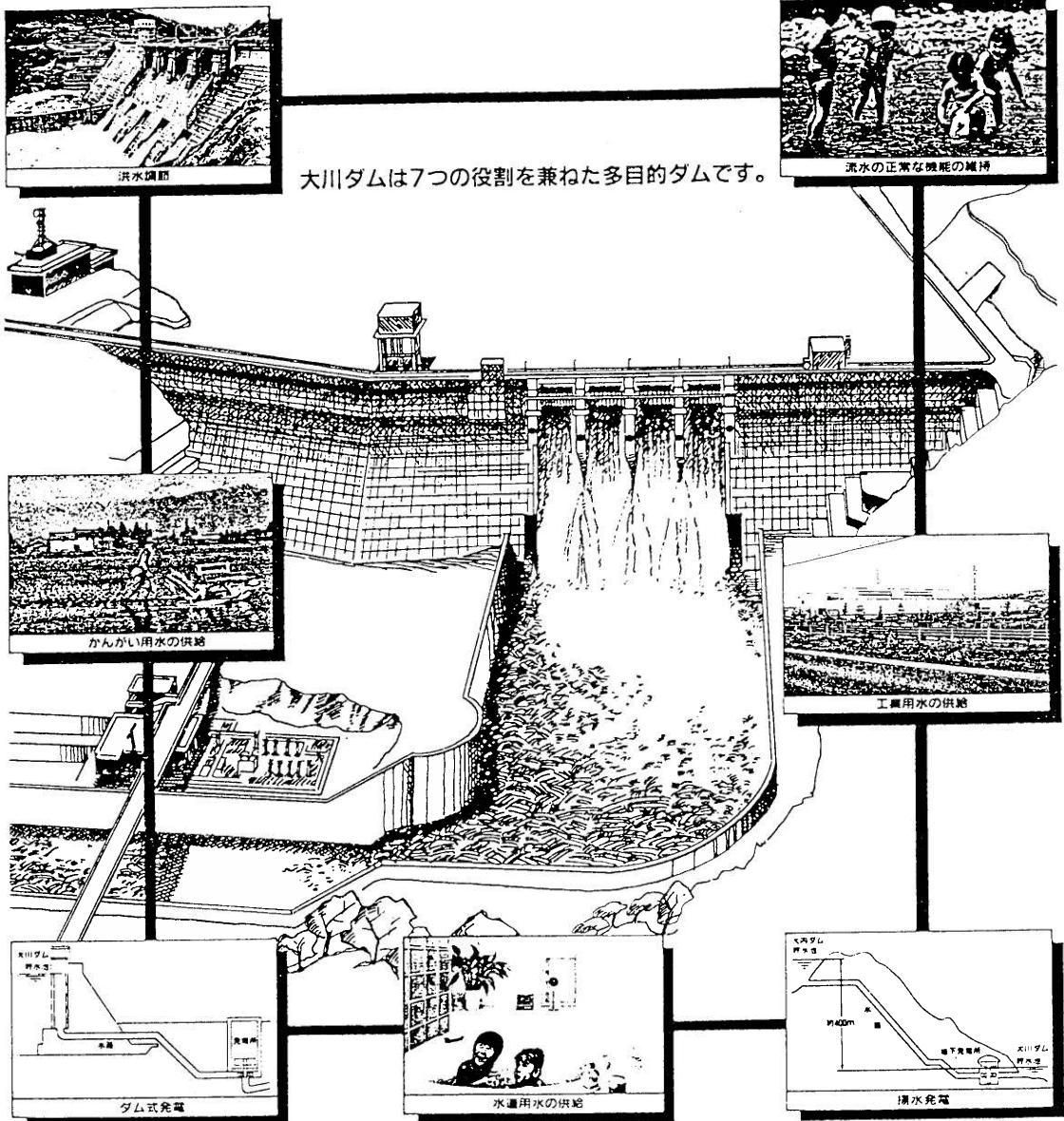
市芦の牧温泉丸峰観光ホテル会議室
及び現地研修を総会に引き続き開催さ
れた。第一日目は「心の健康と音楽」

と題して、CBSソニー藤井一輝氏

より音楽治療の具体例、ストレス解
消と音楽について外の講演をお願い
しました。

新役員名簿

監査員	幹事	役員名	氏名	土地改良区名
鈴木尚	菅野常雄	監査員	氏名	方部別
鈴木尚	瀬谷輝勝	佐藤匡孝	東根堰	福島
鈴木尚	大森哉	佐原正秀	伊達西根堰	福島
鈴木尚	佐藤匡孝	鈴木和意	安積疏水	福島
鈴木尚	門田堰	門田堰	母畑地区	福島
鈴木尚	会津北部	会津北部	白河郡	福島
鈴木尚	会津若松	柳内喜久子	酒井京子	会津高田町
鈴木尚	以上三名	蛭田昭八	渡部公三	会津若松
鈴木尚	以上三名	三浦康司	只見	会津若松
鈴木尚	以上三名	石川良男	佐藤正雄	会津高田町
鈴木尚	以上三名	志賀秀栄	小林甫昭	会津高田町
鈴木尚	以上三名	大熊町	馬村昭和	会津高田町
鈴木尚	以上三名	以上十八名	見田原町	会津高田町
鈴木尚	以上三名	以上三名	島町	会津高田町



大川ダムは7つの役割を兼ねた多目的ダムです。

続いて「土地改良と北会津村の農業」と題して、北会津村村長土地連副会長山内辰夫氏より、ほ場整備の初期は制度的に県営事業が行われず、そ団体営ほ場整備として実施され、その後県営事業として全村のほ場整備が完了するまでの工事換地の苦心談、特に換地については集落別に集団化を推進してきた。しかし農地の流動



化を進めることが会津人の気風からか、集落内の農地の貸借のむづかしさが指摘された。又、今後の農業として集落毎の農業法人化、協業化によって産業として農業の生き残りを強調された。

引続き十八時三十分より、来賓の田島農地事務所松本所長、会津若松農地事務所芳賀次長、川原田管理課長武藤主任主査、土地連会津若松山内支部長の出席のもと懇親会が開催された。

始めに山内支部長の歓迎の挨拶に続き、受賞者を代表して梁川町土地改良区鈴木忠四郎氏の音頭で乾杯の後、懇談に入った会員が一同に会するはこの総会が唯一の催しとあって女性会員の出席も多く、ホテル従業員による白虎隊剣舞、太鼓（白虎いさみ打）、踊りなどが行われ、和氣あいあいの中にも仕事の苦労話や、又、職場の話題で賑やかな一夜を過ごすことが出来ました。

二日目は八時四十分、宿舎よりバス二台に分乗して大川ダム管理支所会議室において、川口支所長の概要説明に引き続き、計画より完成までの記録映画の上映が行われ、最新設備による操作室とダムを見学した。

このダムは会津若松市と南会津郡下郷町の行政界に設置されたため、両市町の一字をとつて「若郷湖」と名付けられた。

大内ダムは揚水発電用として夜間に電力消費が少ない時間に大川ダムより揚水して、昼間需要に応じて発電に利用されるものであります。

土地改良団体職員業 務研修会開催要領

1 趣旨

県内の各土地改良区及び土地連に勤務する職員が、日常必要とされる業務全般を通じ、土地改良区の運営及び土地改良事業の推進について研修し、土地改良団体職員としての資質の向上をめざす。

2 主催

福島県土地改良団体職員連絡協議会

3 日時・場所

平成元年八月二十四日十五時～
八月二十五日十一時
(八月二十四日十三時三十分より
総会)

会津若松市大戸町大字芦の牧字
下平二二八番地
「丸峰観光ホテル」
(○一四二一九二一一一)

4 研修次第

第一日（総会終了後）
一五：〇〇

第二日
八：三〇～一：〇〇
会津大川ダム（治水・多目的）及び大内ダム（揚水式発電）現地研修（バス利用）
一：〇〇
閉会

第一日（総会終了後）
一五：〇〇

十一年九月の木戸村、竜田村一カ村合併により楢葉町として町制が施行されて以来の永年の懸案でありましたが、農地事務所をはじめとする関係機関の御指導と御協力により、昭和五十九年四月に木戸土地改良区と竜田土地改良区が合併して楢葉町土地改良区が設立されて、早くも五年を経過しようとしています。

楢葉町の土地改良事業は昭和二十四年の土地改良法制定後に木戸、竜田土地改良区がそれぞれ組織されたのが始まりであります。それ以前は、旧耕地整理法の基に各かんがい施設毎の水利組合や耕地整理組合が組織化され、農業施設並び圃場の整備が多額の事業費と多くの労力を費やし積極的に行って来た事が、先輩方の話やその資料により察することが出来ます。しかしながら資料文献の乏しさにその史跡を辿ることの出来ない事が大変残念に思います。

設立後の各土地改良区は専任職員が無く町役場職員が兼任として職務にあたり、事業が進められていました。二級河川井出川より取水する羽山堰（受益地一四八ha）、更に二級河川木戸川取水する大堰（受益地一五五ha）の頭首工とその幹線用水路

をはじめとする各地区のかんがい施設の整備を主に改修工事が、継続的に実施されてきました。

そして面工事では、昭和四十三年度より施行された第一次農業構造改善事業上繁岡地区を皮切りに、昭和四八年度から昭和五十六年度まで実施した県営圃場整備事業木戸川地区等をピーカとして、現在まで合計十五地区、受益地五六一haが整備されました。水田としては当改良区の約八十%以上にあたる受益地が既に整備され、県内でもかなり高い整備率となり、農業の基盤確立がなされつつあります。

又、旧耕地整理法時代に整備された一反歩区画の地区である北田地区（受益地 A=三十四ha、地権者数六十七名）についても、整備の声が挙がりつあり、地元の調整が急がれます。この地区が整備されれば、面工事はほぼ完了となります。

現在は、昭和四十年代に圃場整備した地区的用排水路事業として、土地改良総合整備事業（土地総・一般型）が、昭和六十三年度から実施となり、受益者の期待の大きいところです。

土地改良総合整備事業の内容は、

特集

永年勤続者 受賞を機に

一五：〇〇～一六：〇〇
「心の健康と音楽」
CBSソニ

藤井 一輝

一六：一〇～一七：一〇

「土地改良と北会津村の農業」

県土地連副会長

北会津村長 山内 辰夫

一八：三〇～

懇親会

第二日
八：三〇～一：〇〇

会津大川ダム（治水・多目的）及び大内ダム（揚水式発電）現地研修（バス利用）

一：〇〇
閉会

楢葉町土地改良区 矢内道昭
上繁岡地区が県営事業で、昭和六十年度より平成二年度の予定で、総事業費一億六千万円、総事業量九十四ha（用水路工事 L=一〇・六・六ha、排水路工事 L=七・五〇・六九m、排水路工事 L=七・五九m、暗渠排水工事 L=一五ha、客土工 A=七ha）で現在実施しております。

この度、永年勤続の記念として本誌への寄稿依頼があり、大変嬉しくおもいます。しかしながら、元来文才などと言うものは無いに等しく、更に筆無精とされているため、「とうとう順番が来たか」という想いで、パンを執った次第です。

そこで、今まで本誌において我が土地改良区を紹介したことがなかっただと思いますので、この機会に、少しだけ紹介をさせて頂きたいと思いまます。

又、土地改良区の合併は、昭和三

我が土地改良区は、阿武隈山系を水源とする木戸川、井出川を流域とし上流が渓谷をなしているのに対し、下流のほぼ平坦で水稻を主とする農耕地を受益地としています。

そして、受益地六八二haで、組合員九二五名、総代三十九名、理事一四名、監事三名、職員三名、更に各事業地区に換地委員、工事委員、そして各施設に施設管理担当員が配置され、その職務に当たっています。

又、土地改良区の合併は、昭和三

上繁岡地区が県営事業で、昭和六十年度より平成二年度の予定で、総事業費一億六千万円、総事業量九十四ha（用水路工事 L=一〇・六・六ha、排水路工事 L=七・五〇・六九m、排水路工事 L=七・五九m、暗渠排水工事 L=一五ha、客土工 A=七ha）で現在実施しております。

更に、波倉地区が、团体営事業として同じく昭和六十二年度から平成二年度の予定で、総事業費一億六千萬円、総事業量二七・八ha（用水路工事 L=四・四五m、排水路工事 L=五・五四m、農道舗装工事 L=一・〇九二m、暗渠排水工事 L=二・七・七ha）で現在実施しております。

楢葉町を含む浜通り地区は、七月中旬頃からの水稻としては特に重要な幼穗形成期に、低温状態が続くやませ風に悩まされます。その影響等

私は、当土地改良区に就職して十一年になりますが、ある時地権者の方から「十年近くも土地改良事業をやつていて、このぐらいのことがわからぬのか」と言われたことがあります。

「ものを書くのは恥をかく」のも当然と言われた方もありましたが、勇気をもって是非次号に寄稿されることを望みます。

謙虚な精神であれ

鹿島町土地改良区 末永秀男

めの知識は、すべて身につけておかなければならぬことは言うまでもないが、それはあくまでも理想であり、そのときどきで限界がある。実際二十年以上のベテランであっても知らないことはある。問題は仕事を進めていく途中で何か自分の知らないことにぶつかったとき、いかに処理するかであろう。最上の策は、すぐその場で同僚なり先輩なりに聞いてみることだと思う。私は就職して一、二年めぐらは、わりと抵抗な

言葉

いわき市勿来地区土地改良区 村田キミエ

「ものを書くは、はじをかくこと」と言つた人がいますが、私も恥をかく事になりました。機関誌（むつみ）に寄稿を依頼されたからです。寄稿することになろうとは思つてもみなかつたので、正直のところ驚き戸惑っています。

「十年一昔とか、月日は百代の過客にして……」とか言いますが、月日のたつのは早いもので、あつと言ふ間に過ぎてしまったように思いま

多くの講演を行つたそうです。この様に言葉一つにも、人生を左右する偉大な力を持っていることに驚きを感じます。

「言葉」辞書には人の音声の意義あるもの、言語、ものいい、言葉つかい、口ぶり、いいぐさ、たとえごとあります。

言葉一つで喜んだり、希望や勇気を持ったり、反対に失望し、嘆き悲しんだり又、健康な時と病める時、幸せな時と不幸な時では、聞く時の

小さい頃の思い出 「昔はいがつたな」

富岡町土地改良区 坂本仁

文書が同封されていました。なんと「むつみ」の原稿依頼である。

敵もさるもの、十年表彰を記念に原稿をお願いしますとのこと、来る時が来た、まるで赤紙が来たと、心中で思ったのである。

表彰など、夢にも思つておりませんでした。小学校の頃、書道展で二、三度、夏休み中は毎日、日に焼けて、黒んぼ賞で一度くらいなもので、とんと表彰には縁のない私であり、うれしく思つたのも束の間、もう一通

くわからないときは先輩方に聞いたが、三年めぐらはからこのぐらのことを人に聞いたら恥かしいとか、知つたかぶりをしてほとんど人に仕事のことで聞くことをしませんでした。やはり「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」と言うよう、輩に聞くよう謙虚の精神を忘れないよう心がけたいと思う。

これからは知つたかぶりをしないでわからぬときはすなおに同僚、先輩に聞くよう谦虚の精神を忘れない

分を振り返つて見る機会に恵まれました。

今までは、子供が私の生き甲斐だった様に思います。これから的人生をいかに有意義に過ごすか、それには何かをまず始めたいと思いました。

Tさんは、学生の頃より「三十才までに絶対独立するんだ」と堅く決意し、努力の結果頗るかな、現在測量建築設計事務所を経営する四十才の男性です。Tさんは、車の免許から一級建築士の免許にいたるま

で、五十いくつかの有資格の持主で来ましたのも、ひとえに役職員の皆様及び、関係機関の皆様の御指導の賜物と深く感謝いたしております。

私が改良区にお世話をなった時、（私事で恐縮ですが）娘は高一、息子は中二の時でした。進路等の問題では、だいぶ親子共悩んだりしましたが、結局は子供達の意志で、それ

ぞの好きな道を選んだようです。その娘も二年前に愛知県の方に嫁ぎ、息子は近くに就職し、やっと自

由で、これまで無事勤めることができます。一年に約二つの資格を取ったことになるそうです。（世はまさに資格の世）と言いますが、Tさんが、どうしてそのように多くの資格を取ることになったかと言えば、一つには、恩師の強い影響（恩師も多くの資格を持つ）があつて、学生時代に既に三つの資格を取つたそうです。

二つには、父親の「なせばなる」と言ったこの言葉を肝に銘じ、「どんな人でも努力すれば必ず出来るんだ」という一念で努力したそうです。

父親から言われた「なせばなる」の言葉は、父親の生活体験から生みだされたものでしうが、父親亡き後、いつまでもTさんの心の糧となつて生きています。何と素晴らしいことでしょう。そしてこの話を是非聞きたいという団体等に頼まれて、数

自分はみんなより、少しでも多くやらなければ合格できないと、自身に言い聞かせ、参考書を理解できることを人に聞いたら恥かしい

開発が遅れている所とでも言つてあります。

一つの言葉をしみじみ心の中であらわすと、時には師となつたり、友となつたりします。

私も「なせばなる」の言葉を師とじわうと、時には師となつたり、友となつたりします。

季節は夏、子供達は夏休みに入り、水着を持ってプールへ通う小学生の姿が見うけられる。私達の頃は、朝から海水パンツにランニング姿で遊び回っていたほどでした。プールなどは無く、川で水遊びや、お寺の境内でソフトボールなど、体が汚れる

と水遊び、腹が減ると近くの畑にあらぬキューーリ、スイカ、トマトなどを盗んで食べたものでした。皆さんも

このような小さい頃の思い出があるので、

自分はみんなより、少しでも多くやらなければ合格できないと、自身に言い聞かせ、参考書を理解できることを人に聞いたら恥かしい

開発に次々と挑戦していくそうですね。この成功の陰には家族の協力もあったことだと思いますが、なによりもまして、意志の強さに敬服いたしました。

合格の秘訣は、「やろう」と決意した。熱のさめないうち（短期間）に、集中し参考書を理解出来るまで買ったものもあるそうです。これ程の努力家は数える程しかいないのではないかと思います。

— 12 —
口と男の馬鹿が釣り合うくらいのことを言う奴がいるかもしない。

俺ひとりを除けば、世の男たちは

よってたかって女性を軽んじている

ように思えてならない。そして、そ

の最たるもののが為政者なかもしれ

ない。だから、仲間の応援のための

遊説先でつい本音が出てしまったの

だと思うな。まずいと言えばまずい

発言ではあるけれど、黙っていたつ

てどうせ考へてることは同じなん

だから、口に出して言う人の方が陰

湿さはないとおもうけどね。

人間は、法のもとに皆平等である

べきなのだから、女と男の間には何

も画されではないはずである。

なのに、男たちの歴史は、女性を輕

んじることで繰り返されてきたよう

な気がして仕方がない。それにつけ

ても、女性は耳ざわりのいい響きを

もつ言葉には、相当弱いらしい。だ

けどそいつが、実は曲者なのだとい

うことをよくよく承知していく欲し

い。男は、これまでの歴史の中で絶

えず女性を労わるふりをしてきた。

しかしそれは、あくまでも男のスタ

ンド・プレーである。だけど、それ

を女の直感とかいうやつで見抜いて

いながら、わざと気付かないふりを

見えない落し穴なんだよなあ。

母に送る感謝状

矢吹土地改良区 大 森 哉

まあ、それはそれとして、わが愛

する女性たちが、ほんとに強くなっ

て、早いこと男たちと対等に渡り合っ

てくれたらしいんだけど。

日本の歴史は、女性で始まつたと

いうのに、いったい、いつ何処でど

うひっくり返ってしまったのだろう

か。ほんとに、もう。

一一 十 年

大熊町土地改良区 志 賀 秀 栄

昭和四十四年一月四日入区致しま

してから、早二十年の歳月が過ぎて

ゆきました。最初は技術担当職員と

して採用され、その後第二次構造改

善事業・熊町・野上地区・団体営か

ん排事業夫沢地区・団体営圃場整備

事業大川原地区と、技術屋として勤

めておりました。その間、事業量の

増加により若い技術者一人と共に事

業に対処してきました。昭和五十一

年度より、畠違いの事務職に変り、

現在もその職を全うしております。

その間、県営圃場整備事業熊川、大

熊二地区、団体営圃場整備事業五地

区、県営老朽ため池整備事業、農政

事業、土地改良総合整備事業、農政

事務所関係の客土、圃場整備事業等、

数多くの事業を完成してまいりました。

事業の完成を見れば懐かしい思い

しないものである。この表彰状は、

私が五十五年間世話になり、苦労を

かけた亡き母に送る感謝状である。

一方、お隣中国では、学生を中心

い女性たちは、すでに見抜いていな
がら男たちの傲りを容認していると
でもいうのだろうか。そうだとした
表現だと思う。なのに、当人に

したって、まわりの女性にしたって
まったく拒否反応がないというか、
しかしたら「どうせ『男女同権』な
もんのものは、あって、ないに等しい
ものだ」と思い込んでいた証なのだ
ろうか。それとも、ちょっととしたト
リックが見破られないから、「わた
し」あるいは「わたしたち女性」の
立場は男たちと同等ではないと考え
る前に、むしろ世の男たちより優遇
されていると錯覚しているのではないか
いだろうか。

大臣発言に目をむいて抗議するタ
カ子もハト子も「母子および寡婦福
祉法」については、爪をとぐことも
しないし、なんら不自然さを感じな
いでいるのが不思議でならない。も
しかしたら、「ここは黙っていたは
うが得策だ」という女性特有の打算
があつてのことなのだろうか。しか
し、愛すべき女性たちよ、もうこの
辺で考え方をして欲しい。男の手口を
見抜いて欲しい。それとも、世の賢
いが、今まで表彰とか感謝状には無縁
であつただけに、決してわい氣は
しないものである。この表彰状は、
私が五十五年間世話になり、苦労を
かけた亡き母に送る感謝状である。

未亡人の時代でもあるまいに、この
「法」は、ちっとも大人にならない
でもいいんだよね。そんなことどう
でもいいんだけど、つい先ごろ「女
を金で買う」という大物男の蛮行に
激怒した賢い女性たちが「弱い女にや
めさせないよなあ。

憶測でものを言つては失礼だと思
うである。「女は弱いもの、女はか
わいそう、女には経済能力がない、
政治なんか無理無理。」など。
「だから男が犠牲を払つてでも守つ
てやらなければならぬ。」という
くだりだけ格好良く口にして、色男
ぶりを發揮するわけである。しかし
その実は、「弱者にはゼニをくれて
やれ」という男の傲りが「福祉法」
という落し子としての現れであるの
だけれど、これだって男たちが支配
体制維持に都合のいいようにもつて
いくための、お賽銭的発想からであ
る。男たちには、少しばかりでも女
を喜ばせておけば、いずれ御利益は
あるという思い上がりがある。まあ、
単純といえば単純だけね。

今や、育ち盛りの子供たちを抱え
て一家の大黒柱を奪い取られた戦争
の実態は、〈弱者にはゼニをくれて
やれ〉という男の傲りが「福祉法」
という落し子としての現れであるの
だけれど、これだって男たちが支配
体制維持に都合のいいようにもつて
いくための、お賽銭的発想からであ
る。男たちには、少しばかりでも女
を喜ばせておけば、いずれ御利益は
あるという思い上がりがある。まあ、
単純といえば単純だけね。

つまり、「福祉法」は女性側を保護
するようになっていて、世の男たち
を無視しているみたいだけれど、結
局は「あいつは女だから……」とい

うなものがないだろうか。もし、そ
うだとしたら、両性の平等を規定し
た法に照らしても、不自然さを「感
じない」女性たちが、その習性を読
み取つた男たちの「感じさせない」
手口の巧妙さに、うまくのせられて
しまったことになると思うけどね。
つまり、「福祉法」は女性側を保護
するようになっていて、世の男たち
を無視しているみたいだけれど、結
局は「あいつは女だから……」とい

う逆差別なんだよね。また、ついで
だから言つちゃうけど健康保険つて
いうやつもおかしいよ。「妻」は簡
単に被保険者になれるけれど、「夫」
は大体駄目なんだ。だから、ここで
も「女性優遇」が見え隠れしている
ようだけど、これだって、やっぱり
見えない落し穴なんだよなあ。

昭和天皇が崩御され、激動の昭和
は終りを告げ平成を迎えたが、平成
とは裏腹に政治は、リクルート汚職・
消費税にゆれ、長期安定政権をめざ
そした竹下内閣はつぶれ、宇野内閣
が誕生したが、総理の女性スキャン
ダルが表にされ、これまたどうにも
ならない女性の怨みがどれほど恐ろ
しいものか、政治家は言うにおよば
ず、我々の様な者には無関係だが、
偉くなろうとする方々には大いに参
考になることだろう。今おもえば、
我々が最も信頼し、尊敬する政治家
伊東先生こそ、總理に最適任者だつ
たことを改めて感じ残念でならない。

りません。

初めての月給は千二百円でした。忘れないのは、当時なたねの食油が一・ハリットルで六百円でしたから弁当持参で一ヶ月働いて食油二本だったことです。

当時は主食を始め肥料まで配給制度の時代であり、統計専任とはかけ離れたこれら配給事務やら戸籍謄抄本の交付（今とのコピーと違い、手書きで読み合せをして）手伝い等お互い職員が助け合って仕事をしたものでした。

富野村の東部の阿武隈山系から西流し、阿武隈川に注ぐ塩野川を、大字八幡字観音前地内で堰止めした観音溜池（昭和十八年秋に着工、十九年春に完成）により水田の用水確保が図られました（受益面積九十ha、貯水量一二一・七〇〇m³、溜池面積二・五ha）。しかしながらこの溜池は、川の堰止めのため洪水時には大量の土砂が流入堆積し、貯水能力の減少と土砂吐隧道の開削や、更には大戦末期の極端な資財の不足時の築造から補強工事等も必要とする状況から、富野村土地改良区が、昭和二十七年四月二十四日、福第六十号をもって設立認可

を受けました。当時勤業主任が区の主務者で、私は補助者としてこれら工事の施行手続き等のために、出県（福島市公会堂の裏手、教育会館の西側、旧日赤病院等）したことが、思い出に残ります。

御承知のとおり、昭和三十年三月一日、町村合併により新梁川町が発足、職員も異動となり、富野村土地改良区の事務主任者は本庁勤務に私は産業課の富野支所駐在員となつたことから、当時富野村長（合併後、富野支所長）と理事長を兼務していた佐々木宗平氏（故人）から、農業土木は産業課主管のことでもあり、富野土地改良区の事務を任せられました。

このようなことから、富野地区内の溜池、頭首工、用水路等の災害復旧や新潟地震災による観音溜池の県営復旧等、数多くの工事に手をかけました。特に強烈な記憶は、昭和四十一年度に町が、第一次農業構造改革を実施した際、農政係長と富野善事業で富野中川原地区の畠の区画整理を実施した際、農政係長と富野土地改良区の事務担当者の立場で、会計検査院の実地検査を受検しましたが、一部不都合が指摘を受け、これが説明のために調査官の宿舎通り

で果たして出来るのだろうか、工期はどんどん迫る、工事は進まない、各機関に協力を要請する、消防団、婦人会、青年会、考えられる全ての組織に応援を願う、学校もあった、農業高校の実習としてである。休憩時間にはパンと牛乳を配ったり、多くの方々の応援を受け何とか工事は完成した。今度は田植えである、機械は無く手植えで一枚の田に何人も入る、部分的に深いところもあって、植えていく最中に腰までぬかり、助けに行つた人もぬかつて、何人も手を繋いでやつと助けたなどと言ふこともあった。今になれば思い出であるが、当時は必死であった。

当時、喜多方には会津若松農地事務所喜多方駐在と調査事務所が一緒にあり、農構事業は駐在の担当で設計は松本技師（現田村圃場整備事務所長）の審査を受け、加藤主任（現農工社取締役）の審査、会津若松農地事務所の審査、更に県庁耕地課に設計審査を受けに行く、審査が通らず、一週間に四回も県庁に出張したこともある。

この原稿を書いていると色々なことが思い出として現れてくる。何も分からぬ中で大勢の方々に大変なこともあつた。

受けました。当時勤業主任が区の主務者で、私は補助者としてこれら工事の施行手続き等のために、出県（福島市公会堂の裏手、教育会館の西側、旧日赤病院等）したことが、思い出に残ります。

御承知のとおり、昭和三十年三月一日、町村合併により新梁川町が発足、職員も異動となり、富野村土地改良区の事務主任者は本庁勤務に私は産業課の富野支所駐在員となつたことから、当時富野村長（合併後、富野支所長）と理事長を兼務していた佐々木宗平氏（故人）から、農業土木は産業課主管のことでもあり、富野土地改良区の事務を任せられました。

このようないことは、終生忘れ去ることはできなかったことは、終生忘れ去ることはできませんでした。

富野土地改良区の兼務は、区合併後、昭和五十六年十月、町が行政機構改革で農地整備課新設のとき、初代課長を命ぜられ、土地改良区に対する補助金交付等の予算措置に取り組み、その後建設課長を最後に、昭和五十九年春、三十六年余に及んだ町

をする羽目となり、大変寿命が縮まつたことは、終生忘れ去ることはできませんでした。

昭和六十年暮れに、乞われて土地改良区の事務の手伝いをすることとなり、現在に至ったことが、今回勤続二十年の受賞となつた次第です。

就職時の世情混亂、飢餓の食糧増産の時代から、現在の社会情勢、米の減反政策の強化等については、日々暑さ厳しい折柄、会員皆々様の御自愛と御多幸を心から祈念申し上げ、受賞の御礼にかえさせていただきま

きました。

昭和五十六年十月、町が行政機構改革で農地整備課新設のとき、初代

課長を命ぜられ、土地改良区に対する補助金交付等の予算措置に取り組み、その後建設課長を最後に、昭和五十九年春、三十六年余に及んだ町

を退職しました。

昭和六十年暮れに、乞われて土地改良区の事務の手伝いをすることとなり、現在に至ったことが、今回勤続二十年の受賞となつた次第です。

就職時の世情混亂、飢餓の食糧増産の時代から、現在の社会情勢、米の減反政策の強化等については、日々暑さ厳しい折柄、会員皆々様の御自愛と御多幸を心から祈念申し上げ、受賞の御礼にかえさせていただきま

きました。

昭和五十六年十月、町が行政機構改革で農地整備課新設のとき、初代

課長を命ぜられ、土地改良区に対する補助金交付等の予算措置に取り組み、その後建設課長を最後に、昭和五十九年春、三十六年余に及んだ町

を退職しました。

昭和六十年暮れに、乞われて土地改良区の事務の手伝いをすることとなり、現在に至ったことが、今回勤続二十年の受賞となつた次第です。

就職時の世情混亂、飢餓の食糧増産の時代から、現在の社会情勢、米の減反政策の強化等については、日々暑さ厳しい折柄、会員皆々様の御自愛と御多幸を心から祈念申し上げ、受賞の御礼にかえさせていただきま

きました。

昭和五十六年十月、町が行政機構改革で農地整備課新設のとき、初代

課長を命ぜられ、土地改良区に対する補助金交付等の予算措置に取り組み、その後建設課長を最後に、昭和五十九年春、三十六年余に及んだ町

を退職しました。

昭和五十六年十月、町が行政機構改革で農地整備課新設のとき、初代

課長を命ぜられ、土地改良区に対する補助金交付等の予算措置に取り組み、その後建設課長を最後に、昭和五十九年春、三十六年余に及んだ町

どの言い方がある。

トイレに入つて、なくてはならぬものがトイレットペーパーだが、世界の人々がトイレにおいて紙を使達していないそうです。それでは紙の代わりに何を用いているのか例をあげると、まず指と水（インド、インドネシア）、指と砂（サウジアラビア）、小石（エジプト）、土版（パキスタン）、葉っぱ（ソビエト）、茎（韓国）、とうもろこしの毛及び芯（アメリカ）、ロープ（アフリカ、中国）、木片・竹べら（中国）、樹皮（ネパール）、海綿（地中海諸島）、布きれ（ブータン）などを用いて始末をしているところが今だにあるようです。

日本におけるロールペーパーの一日の使用量は、男性が平均三・五m、女性が一二・五mとなっており、日本人だけで一日に地球の赤道を十回ロールペーパーで巻いても余るほど使つていることになつて。これが全世界の人々が紙を使うことになつたら大変なことで、紙資源が急速に不足してしまつることも考えられるが、最近では紙を使うより清潔に始末できるように、お湯等で洗浄するトイ

レも普及している現状にある。

トイレの使用時間は、一般的に小用の場合、日本人の男性は平均三十秒に対して、女性は一分三十三秒だそうで、女性は一回の小用に男性の約三倍トイレに入つている勘定になります。

日本人は自分の用便の音を他人に聞かれないために、水洗トイレの水を一回の使用に二度も三度も流す場合が多く、普通のトイレで一回流せば約二二〇～三リットルの水が消費されるということで、これは水资源の上からも重要な問題になり、このムダを少しでも解消する目的で、ボタンを押すとテープが廻つて水の流れの音だけが出る仕組みも開発され、水道料金の軽減を図つてゐる所もあるそうです。

トイレに関することについて調べてみると、おもしろいことが沢山あるが、今回はこれまでにすることとして、これからは、くさい、きたないという便所のイメージを農業集落排水事業を実施することにより一新し、健康な人であればだれでもが毎日世話になるこのトイレを、安らぎのある快適な環境に改善し、日々をして、これからは、くさい、きたない

員全員の連帯保証で、役員全員の印を貰いに歩かなければなりませんでした。

本会に入会したのは、三十三年九月、連合会発足の年で事務所は元軍政部の二階（と言つても知らない人が多いと思うので、県庁前の県立医大病院の南側にあった）の一室で事務を執つていた。

当時は支部駐在制で、現在の農地事務所単位に五・六名の職員が駐在しており、私は本部の総務課に配属され、以後昭和三十八年より昭和六十三年三月迄経理に移り、又総務に戻り現在に至つております。

経理勤務前半の頃は、毎月給料日近くなると集金業務が大半で、二・三日出張で一日も集金出来ない時など、泣きたくなる思いで帰つてくる始末でした。

県信連より借入するにしても、役

ある。

しかし借入書類は出来ても、心は信連で中々うるさい人がいて、現金を受取る迄散々苦労させられ、今でも担当員の顔は忘れられません。以前初めての事務所を建てる時は、県信連の融資は受けられず、東邦銀行より個人の担保を提供して借りた次第でした。

昭和四十年代になるとやや好転し、職員数も増加し、事務所も三階建の鉄筋ビル、そして増築、昭和六十三年南中央に新築、この三十年の間、何度引越をしたのか、これからは、もう引越はないだろうと思うけど、もしあれば自分の引越かな。

このようないわゆる非農業的利用が増加する一方、水質が汚濁する等用排水施設の管理をめぐって、さまざまな問題が提起されている。これは、生活廃水、事業廃水の流入が増加する一方、水質が汚濁する等用排水施設の管理をめぐって、さまざま

な問題を解決するには、土地改良区の施設管理費も増高する

農村地域において下水道事業や、治

施設は、農地に対するかんがいや、農地からの排水を処理する役割をも果たしてきたことから、管理上の問題もあまり生じていなかつたと思わ

土地改良施設管理に思う

土地連 大 島 孫三郎

土地改良区が管理している用排水

れる。

これは農村の居住者が少なく、そのほとんどが農家でモラルが確立して汚水やごみを水路に排出したり、投棄することはなかつたもので

土地改良に係る者として

土 地 連 和 氣 源 輔

今度、機関誌「むつみ」に受賞者として、寄稿依頼がありました。

私としては文章苦手であります。

一筆書きで頂きます。

職員連絡協議会は、同じ土地改良事業に係る者として、昭和五十二年に設立したものと記憶しております。

その頃は、社会変化に伴い米の消費量が減り、その事により米の生産

調整とともに稻作転換対策等を行なわれおりました。以後農産物の自

由化（牛肉、オレンジ）等、今年迄

農産物に対する風当たりが強くなりま

したが、今日程農業者及び私達土

費量が減り、その事により米の生

産基盤の整備が必要であります。よつ

てこれらの事をかんがみ国民食糧の安定且つ安全確保するため、農業生

産基盤の整備が必要であります。よつ

て以上の事により、改善された基盤

で食糧確保の向上へ伺うものと考えております。

いろいろ申し上げましたが、職員連絡協議会会員の皆様と一緒に、今は

農業の発展に寄与する様がんばりたいと思います。

又、日本は戦後国際化にともない、

もう早いもので、本協議会より三

十年の表彰を受けることになった。

土 地 連 児 玉 孝 平

幸をお祈り申し上げます。

昭和一桁生れも半世紀も過ぎ、年令順にしても、一桁に入るようになつて、農業の発展に寄与する様がんばりたいと思います。

おいて、急速にこのようないわゆる非農業的利用が増加する一方、水質が汚濁する等用排水施設の管理をめぐって、さまざまな問題が提起されている。これは、生活廃水、事業廃水の流入が増加する一方、水質が汚濁する等用排水施設の管理をめぐって、さまざま

な問題を解決するには、土地改良区の施設管理費も増高する

農村地域において下水道事業や、治市废水が流入しないような抜本的対策が望まれる。しかし、国や地方公共団体の財政事情その他諸々の事情を考えた場合、すべての農業地域に確認することが困難だという。しか

し本来、土地改良区は施設を管理するのは当然であり、今迄他機関の便宜供与（申請時同意書）の中で処理してたことが、反省されるべきでないかと思料される。

土地改良施設の適正な維持管理を行なうための経費は、当然賦課金として徴収すべきであり、組合員に対する啓蒙に努めることが大切である。

組合員が次、三男に受益農地を転用して、又非農業者か地区に接して住宅の新築を計画し、生活廃水を農業用排水路へ排出したい旨の申し出があった場合は、他目的使用規程を定めている土地改良区においては、その手続きによればよいが、それ以外の場合、申し出を断ることが可能かどうか、民法上相隣関係と呼ばれる規定を見ると、民法第二二〇条において「高地ノ所有者ハ浸水池ヲ乾カス為メ、又ハ家用若クハ農工業ノ余水ヲ排泄スル為メ公路、又ハ下水道ニ至ルマデ低地ニ水ヲ通過セシムルコトヲ得」とあり、また第二二一条において「土地ノ所有者ハ其所有地ノ水ヲ通過セシムル為メ高地又ハ低地の所有者カ設ケタル工作物ヲ使用スルコトヲ得」とあります。この

水路で、土地改良区あるいはその下部組織である水利組織等が召集して、土地改良区の組合員（又はその同居家族）が從事する草刈、清掃作業中に被った傷害を補償する保険。

(2) 被保険者

土地連会員である土地改良区全組合員及びその同居家族（無記名であるので全組合員加入が原則）

(3) 保険補償内容及び保険料

（組合員一名当り）

死亡・後遺傷害 五〇〇万円
入院日額 四、五〇〇円
(九〇日限度)

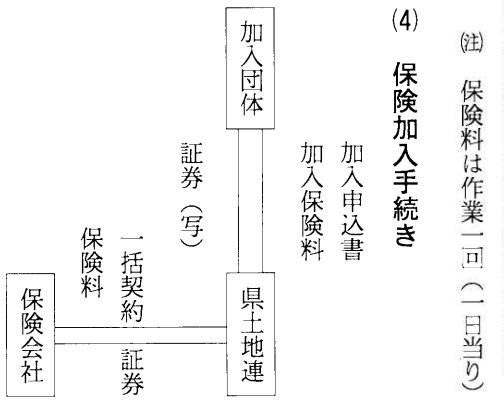
通院日額 三、〇〇〇円

（九〇日限度）
土地改良区が実施する用排水路草刈、清掃作業中に被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によつて被った身体傷害に限り支払われるもので、被保険者が自発的に行つた用排水路点検等の傷害は対象外となる。

(1) 保険の内容

土地改良区が維持管理する用排水路で、土地改良区あるいはその下部組織である水利組織等が召集して、土地改良区の組合員（又はその同居家族）が從事する草刈、清掃作業中に被った傷害を補償する保険。

(4) 保険加入手続き



(5) 保険金対象

土地改良区が実施する用排水路

草刈、清掃作業中に被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によつて被った身体傷害に限り支払われるもので、被保険者が自発的に行つた用排水路点検等の傷害は対象外となる。

(2) 被保険者

土地連会員である土地改良区全組合員及びその同居家族（無記名であるので全組合員加入が原則）

(3) 保険補償内容及び保険料

（組合員一名当り）

死亡・後遺傷害 五〇〇万円
入院日額 四、五〇〇円
(九〇日限度)

（九〇日限度）
土地改良区が実施する用排水路草刈、清掃作業中に被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によつて被った身体傷害に限り支払われるもので、被保険者が自発的に行つた用排水路点検等の傷害は対象外となる。

(1) 保険の内容

土地改良区が維持管理する用排水路で、土地改良区あるいはその下部組織である水利組織等が召集して、土地改良区の組合員（又はその同居家族）が從事する草刈、清掃作業中に被った傷害を補償する保険。

(2) 保険の内容

土地連会員である土地改良区全組合員及びその同居家族（無記名であるので全組合員加入が原則）

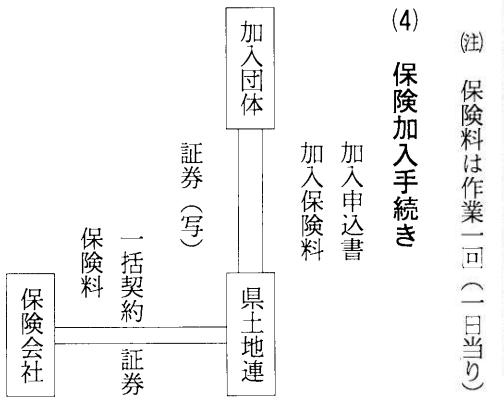
(3) 保険補償内容及び保険料

（組合員一名当り）

死亡・後遺傷害 五〇〇万円
入院日額 四、五〇〇円
(九〇日限度)

（九〇日限度）
土地改良区が実施する用排水路草刈、清掃作業中に被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によつて被った身体傷害に限り支払われるもので、被保険者が自発的に行つた用排水路点検等の傷害は対象外となる。

(4) 保険加入手続き



(5) 保険支払要件のため

具備すべき書類

- ◇ 加入団体の会員名簿
- ◇ 年間の行事予定表
- ◇ 作業の通知文書

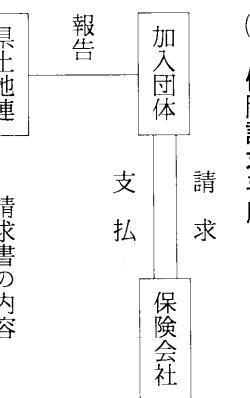
(6) 保険請求手順

請求書の内容

- ・事故の日時
- ・被害者の氏名
- ・病院名

(7) 保険請求手順

請求



し本來、土地改良区は施設を管理するのは当然であり、今迄他機関の便宜供与（申請時同意書）の中で処理してたことが、反省されるべきでないかと思料される。

土地改良施設の適正な維持管理を行なうための経費は、当然賦課金として徴収すべきであり、組合員に対する啓蒙に努めることが大切である。

組合員が次、三男に受益農地を転用して、又非農業者か地区に接して住宅の新築を計画し、生活廃水を農業用排水路へ排出したい旨の申し出があった場合は、他目的使用規程を定めている土地改良区においては、その手続きによればよいが、それ以外の場合、申し出を断ることが可能かどうか、民法上相隣関係と呼ばれる規定を見ると、民法第二二〇条において「高地ノ所有者ハ浸水池ヲ乾カス為メ、又ハ家用若クハ農工業ノ余水ヲ排泄スル為メ公路、又ハ下水道ニ至ルマデ低地ニ水ヲ通過セシムルコトヲ得」とあります。この

ように規定の趣旨からみても、土地改良区管理水路へ生活廃水を排出したい旨の申し出があつた場合、当該水路へ排出する以外に他の方法がなればよいが、それ以外の場合は生ずるおそれのある廃水の排出が行なわれないよう、土地改良区は、あらかじめ申し出者との間で排水契約を締結し、施設管理の適正を確保すべきである。

毎年行われている土地改良役職員研修会でも、何回か施設の他目的使用規程が説明されているようですが、もう一度復習してみてはどうか、使用料についてもみても、維持管理補償費的性格からすれば使用承認時に一時金とすること、又施設の構造の違い、延長の長短によつても異なることで県下全域同一使用料とすることも矛盾する。各地区毎に検討すべきであろう。一日も早く現実に合つ

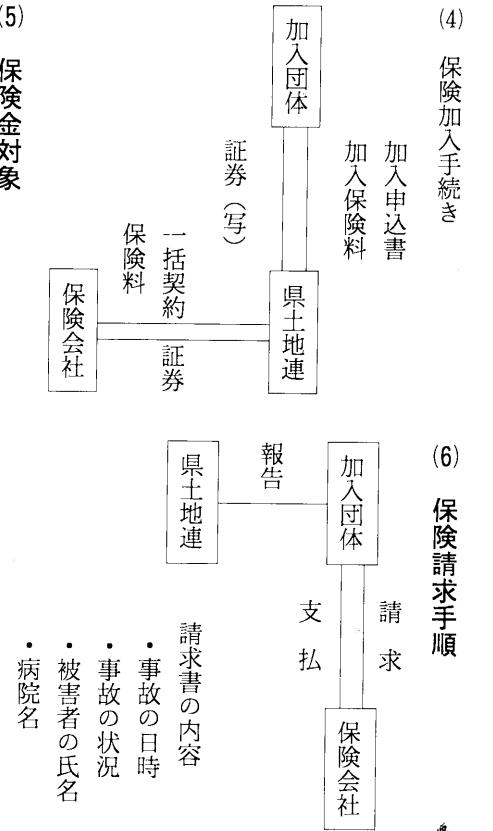
た規程（例）をお知らせ出来るようにしてほしいものである。

土地改良区の賦課金徴収についても土地改良施設の適正な維持管理をするには賦課金が唯一の財源であり、滞納は許さるものではない。年配の方なら御承知かと思うが、昭和二十年代、地方自治体の納税率が非常に低く、納税意識の欠如が問題となれば、機会ある毎に啓蒙に努め、強制徴収を行つた結果、現在のような徵

率の向上があげられたことと思う。土地改良区の賦課金徴収についても職員任せでなく、役員が理事者としての認識を新たにして業務の遂行に努力されることを期待したい。

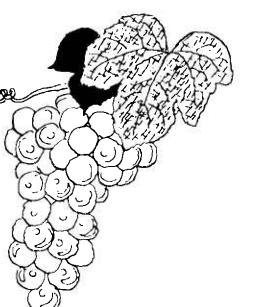
最後になりましたが、土地改良施設は、組合員みんなの財産です。適正な維持管理をお願いしたいもので

(3) 保険補償内容及び保険料 (一名当たり)	
保険期間 一年間	保険料 六、六四〇円
五ヶ月	死亡後遺傷害 五〇〇万円
六ヶ月	入院日額 (一八〇日) 四、五〇〇円
六ヶ月 (限度)	通院日額 (九〇日) 三、〇〇〇円



(平成元年 8月 1日現在)

区分	団体数	会員数
福島	7	23
郡山	6	56
白河	13	42
会津若松	26	90
田島	1	2
原町	14	41
いわき	12	29
土地連	1	143
合計	80	426



会員

名簿

県営かんがい排水事業 会津北部地区の概要

事業の目的

本地区は、福島県の西部、会津盆地の北部に位置する喜多方市を中心とした、耶麻郡塩川町・熱塩加納村・北塩原村・河沼郡会津坂下町の五市町村に亘る県営かんがい排水事業で、阿賀野川支流・濁川・押切川・田付川・姥堂川・大塩川の五中小河川を水源とする穀倉地帯であるが、水源水量の絶対不足から、約一三〇ヶ所からなる用水施設と群小溜池、並びに多数の臨時揚水機により、辛じて用水不足に対処しているが、これら諸施設は、原始的構造に加え老朽が甚だしい。また、地域のは場条件は用水不足から、用排兼用の未整理地域が大部分を占める現況である。よって国営事業でダム（日中ダム）を新設し、主頭首工・幹線用水路工事の実施により水源を確保すると共に、県営かんがい排水事業では、老朽水利施設の新設・改修を実施すると共に、関連事業により、ほ場整備事業を実施し、生産基盤を整備することにより、大型機械の導入を可能にし、営農労力の節減・維持管理の節減により、農業経営の近代化を図るものである。

工事計画

事業計画の要旨

要旨

本地区は、福島県の主要穀倉地帯であり、将来とも農業に対する依存度が高い地域であるが、前述のところ常に用水の不安定・施設の不合理性に悩まされ、不安定な水田単作農業を営んでいる。

本事業により、次の基幹工事を実施し、農業基盤の整備を促進することにより、大型機械の導入を可能にし、生産性の向上ならびに、農業

(2) 用 水 路

項目 水路名	支配面積	通水量	延長			構造	こう配	主要構造物
			総延長	開渠	その他			
日中用水路	182ha	0.568m³/S	2,100m	1,842m	258m	鉄筋コンクリートフルーム	1/650	分水工8ヶ所 落差工10ヶ所
八方左岸用水路	228	1.111	172	170	2	"	1/600	分水工2ヶ所
半在家用水路	174	1.125	3,276	3,161	115	"	1/350	分水工21ヶ所 落差工9ヶ所
松野本右岸用水路	277	0.993	20	20	-	"	1/600	
松野本左岸用水路	120	0.536	983	933	50	"	1/500	分水工5ヶ所 落差工3ヶ所
松野右岸用水路	243	0.804	1,300	1,240	60	"	1/600	分水工6ヶ所 落差工1ヶ所
松野左岸用水路	296	1.211	2,650	1,382	1,268	"	1/550	分水工8ヶ所
慶徳左岸用水路	157	0.483	1,500	1,442	58	"	"	分水工9ヶ所 落差工2ヶ所
下台用水路	342	1.163	80	-	80	パイプ	1/200	分水工1ヶ所
一の堰用水路	158	0.585	550	298	252	鉄筋コンクリートフルーム	1/600	分水工2ヶ所
塩川1号用水路	253	0.755	2,490	2,356	134	"	1/650	分水工8ヶ所 落差工4ヶ所
塩川2号用水路	246	0.845	3,420	3,270	150	"	1/600	分水工15ヶ所 落差工9ヶ所
関柴右岸用水路	280	0.987	800	746	54	"	"	分水工2ヶ所
関柴左岸用水路	158	0.615	1,400	1,284	116	"	1/500	分水工14ヶ所 落差工10ヶ所
堂畠用水路	143	0.503	1,068	976	92	"	"	分水工40ヶ所 落差工3ヶ所
綱取用水路	329	1,196	272	-	272	パイプ	"	分水工1ヶ所
三吉用水路	258	0.844	1,620	1,556	64	鉄筋コンクリートフルーム	1/600	分水工14ヶ所 落差工3ヶ所
赤崎用水路	158	0.674	860	-	860	パイプ	1/27	分水工1ヶ所
諏訪用水路	105	0.342	700	-	700	"	1/650	分水工3ヶ所
計			25,261					

(3) 排 水 路

項目 水路名	受益面積	排水量	延長			構造	こう配	主要構造物
			総延長	開水路	その他			
堂堀排水路	(1,063)ha 489	32,844m³/S	2,615m	2,615m	-m	鉄筋コンクリートフルーム	1/1200	橋梁10ヶ所 落差工16ヶ所
谷地堀排水路	574	13,874	2,096	2,096	-	"	"	橋梁5ヶ所 落差工9ヶ所

(4) 事 業 量

(1) 県営かんがい排水事業 2,426,000千円（採択時）
2,741,000千円（着工時）
5,139,000千円（昭和60年度時点）

(2) 工期 着工予定 昭和53年度
完了予定 平成4年度

経営の近代化と安定を図るものである。

(1) 国営事業で押切川上流にダム

（日中ダム）を新設又大平沼及関

柴ダムの一部を改修し、更に地区

内を流下する河川に四ヶ所の頭首

工を、県営事業として八ヶ所の頭

首工を新設し、水源の安定を図る。

旧施設の統廃合、ならびに幹線用

水路の新設改修を実施し、通水の

円滑化と分水の適正化を図る。

附帯事業として、区画整理・暗

渠排水・末端用水路を施行し、農

業生産基盤を整理する。

主要工事（昭和60年度時点で計上）

(1) 頭首工

名 称	型 式	堤 長			取水量	所在地	築造河川名	備 考
		固定部	可動部	計				
半在家	フィクスト	17.00m	3.50m	20.50m	0.482m³/S	熱塩加納村	濁川	
松野本	フローティング	-	76.80	76.80	1.529	"	"	
慶徳	"	-	85.00	85.00	0.598	喜多方市	"	
一の堰	"	-	43.40	43.40	0.585	田付川		
堂畠	"	-	20.40	20.40	0.503	姥堂川		
綱取	フィクスト	23.50	3.50	27.00	1.196	北塩原村	大塩川	
諏訪	フローティング	12.70	11.75	24.45	0.342	喜多方市	"	
三吉	"	14.10	11.75	25.85	0.844	"	"	
計	8ヶ所							



第十二回全国土地改良 大会のご案内

職員連絡協議会規約

第一回全国土地改良大会は「平成に豊かさ築く土地改良」をテーマとし、福島県郡山市において開催致します。

土地改良事業に対する認識を更に深めるとともに、平成にかける確かな発展を願って、本大会が意義深く盛大に開催できますよう多数のご参加をお待ち申し上げます。

十月十一日大会式典

平成元年十月十一日（水）
一四〇〇～一七〇〇

郡山ユラックス熱海

（郡山市熱海町）

- 1 開会宣言
- 2 国歌斎唱
- 3 主催者あいさつ
- 4 歓迎のことば
- 5 開催県土連あいさつ
- 6 土地改良功績者表彰
- 7 受賞者代表謝辞
- 8 記念行事発表

十月十一日記念行事

- 1 大会当日十一：〇〇～十一：三〇まで、大会会場内の会議室において「郡山市と安積疏水の歴史」について記念講演の開催
- 2 福島県内の農業に従事する者を対象に記念作文の発表
- 3 大会当日会場内において、松尾芭蕉「奥の細道」紀行三〇〇年を記念し、版画の展示及び安積疏水土地改良区の資料の展示
- 4 地域改良事業団体連合会（以下「土地連」という）内に置く。

第1条 この会は、会員が誠実と愛情を基本として提携融和し、土地改良事業の発展に寄与することが目的とする。

第2条 この会は、福島県土地改良団体職員連絡協議会を称し、事務所を福島県土地改良事業団体連合会（以下「土地連」という）内に置く。

第4条 この会は、福島県内の土地改良団体に勤務する職員で、この会に加入した者をもって組織する。

（4）土地改良事業の進展に必要な協力に関すること。

（5）その他目的達成のため必要なこと。

職員の身分と社会的地位の向上を図る最も適切なる方途であることを確認し、その実現に必要な活動及び事業を行うことを目的とする。

（名称及び事務所）

第2条 この会は、福島県土地改良団体職員連絡協議会を称し、事務所を福島県土地改良事業団体連合会（以下「土地連」という）内に置く。

第5条 この会に次の役員を置く。

（役員）	会長	3名
	副会長	1名
	幹事	八名
	監査員	3名
	（会長、副会長を含む）	
	（うち1名は代表監査員）	
	連絡員	7名

（3）会員相互の経済的地位の向上に関すること。

（4）土地改良事業の進展に必要な協力に関すること。

（5）その他目的達成のため必要なこと。

2 前項の幹事の各管内の定数は、次のとおりとする。

福島	2名	郡山	2名
白河	2名	会津若松	5名
田島	1名	原町	2名
いわき	1名	土地連	3名

3 第1項の監査員の定数は、中通り（福島・郡山・白河の各管内に属する地域）、会津（会津若松・田島の各管内に属する地域）、浜通り（原町・いわきの各管内に属する地域）の地域毎に各1名とする。

（選任）

第6条 連絡員を除く役員は、総会において選任する。

2 会長・副会長は幹事の互選とする。

3 代表監査員は、監査員の互選とする。

4 連絡員は、土地連各支部の会員をもつてある。

（会議の種類）

第9条 この会に幹事会に諮って、顧問及び参与若干名置くことができる。

（会議の付議事項）

第12条 削除

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は、会長欠けたときはその職務を代理する。

3 幹事は幹事会を構成し、この会の運営に関する重要な事項を審議執行する。

4 監査員はこの会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を幹事会及び総会に報告し、意見を述べなければならない。

5 代表監査員は、監査員会を代表し監査業務全般を総理する。

6 連絡員は、管内の業務を処理する。

（顧問等）

第13条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

（幹事会の議決方法等）

（1）事業計画及び収支予算の設定、変更

（2）事業報告及び収支決算の承認、変更

（3）規約の設定、変更

（4）会費の額及び徴収方法

（5）役員の選出

（6）解散

（総会の議決方法等）

第14条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

（総会の議決方法等）

第15条 幹事会は、会長が必要の都度これを招集する。

2 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

（幹事会の招集）

第16条 幹事会は、次の事項を付議執行する。

2 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

（幹事会に付議すべき事項）

第17条 幹事会の議事は、幹事会の議長は、総会において選任する。

（幹事会の付議事項）

第18条 監査員会は、必要的都度代表監査員がこれを招集する。

2 監査員会は、監査計画、その他必要な事項を付議する。

（経費）

第19条 この会の経費は、会費・賛助金及びその他の収入をもってこれに充てる。ただし、会費の額及び徴収方法は、総会でこれを定める。

（年度）

第20条 この会の年度は、毎年四月一日に始まり三月三一日に終わる。

（総会の執行事項）

第21条 この規約に定めるものほか、この会の事業の執行に関し必要な細目は会長が別にこれを定め

（職務）

第8条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

（会議の執行事項）

第11条 総会は、最高の議決機関とし、年一回七月に会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めめたときは、臨時にこれを招集する。

2 会長は、緊急の場合幹事会に代

（総会の執行事項）

第12条 次期開催県あいさつ

（アトラクション）

（総会の執行事項）

第13条 閉会宣言

（総会の執行事項）

第14条 総会で議決した事項の執行

（総会の議決を要しない軽微な事項の執行）

第15条 総会の議決を要しない軽微な事項の執行

（細則委任）

第16条 第5章 補則

（細則委任）

第17条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第18条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第19条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第20条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第21条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第22条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第23条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第24条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第25条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第26条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第27条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第28条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第29条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第30条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第31条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第32条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第33条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第34条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第35条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第36条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第37条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第38条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第39条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第40条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第41条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第42条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第43条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第44条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第45条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第46条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第47条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第48条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第49条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第50条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第51条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第52条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第53条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第54条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第55条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第56条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第57条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第58条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第59条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第60条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第61条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第62条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第63条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第64条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第65条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第66条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第67条 第5章 補則

（細則委任）

（細則委任）

第68条 第5章 補則

る。

(事務局等)

第22条 この会の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局員・書記及び会計を置く。

3 前項の職員は、会長が幹事会に諮ってこれを任免する。

4 会員には、事務局員・書記及び会計を置く。

者とする。
 (1) この会員で、団体の職員として一〇年以上勤務した者
 (2) この会員で、団体の職員として二〇年以上勤務した者
 (3) この会員で、団体の職員として三〇年以上勤務した者
 (4) 前各号のほか、特に抜群の成績を挙げた者

(被表彰者推薦の方法)

この規約は、昭和五二年一月一八日から施行する。
 この規約は、昭和五八年一月一日から施行する。
 この規約は、昭和五八年六月三日から施行する。

この規約は、昭和五八年六月三日から施行する。

2 会員は、提出された推薦書に基づき幹事会の意見を聞いて選考する。

土地改良団体職員連絡
協議会功労者表彰規程

(目的)

第1条 この会は、会員で県内の土地改良事業に功績のあった者を表彰して、土地改良事業の向上発展に寄与する。
 (表彰の基準)

第2条 前条の規程により表彰される者で、土地改良事業の実施推進又は、土地改良区の業務運営に尽力し優秀な成績を納めている功労

2 会員は、提出された推薦書に基づき幹事会の意見を聞いて選考する。

(雑則)

第4条 表彰は、毎年総会において行う。

(附則)

1 この規程は、昭和五八年四月一日から施行する。

台風により被害を受けられました会員、土地改良区の皆様に心からお見舞申し上げます。
 昨年に引き続き永年勤続者特集を計画し、六月十五日永年勤続表彰者全員に決定通知と共に寄稿をお願いしました。七月末日の締切りを過ぎ、再度お願いをしたが、一部の方を除き何の反応もありません。永年勤続された会員の方々ですから職場の出来事、将来への夢、事業の紹介等何か書いて頂けないものかと残念です。会員の交流の場として「むつみ」を大いに活用されることは如何なものか。
 農業用用排水路賠償責任保険に加え、今年度から新しく加入した清掃参加傷害保険、保守管理傷害保険の概要をお知らせしました。保険料も格安ですし、平成二年度の事業計画に入れておいては如何ですか。又、会員相互の輪が広がることを望み会員名簿も例年より早く掲載しました。
 立秋も過ぎ、漸く秋風が肌に感じるこの頃、昨年の不作を吹きとばすような大豊作を期待しながら、土地改良施設の適正な管理もお願いしたいものである。

編集子

“土地改良事業に関する業務は 土地連がお手伝い”

土地改良事業を行う会員の協同組織である県土地連は、土地改良事業の適切、かつ、効率的な運営の確保及びその共同の利益を増進することを目的とし、誠心誠意をもって、次に掲げる事業をお手伝いしております。

1. 技術的援助

- (1) 測量調査設計 (2) 実施・変更・出来型設計及び施工管理 (3) 確定測量
- (4) 換地計画及び登記申請書作成等の受託

2. 相談及び指導

- (1) 土地改良事業に関する相談及び農業基盤整備資金に関する指導
- (2) 土地改良管理指導センター・土地改良施設の管理に関する技術的な診断、指導
 - ・土地改良施設維持管理適正化事業に関する助言、指導
- (3) 換地センター
 - ・土地改良事業に関する換地事務の推進
- (4) 農村総合整備センター
 - ・農村総合整備事業の啓蒙普及及び技術の向上、指導

3. 電算処理

- (1) 土地改良事業工事費積算業務 (2) 換地業務設計及び経費積算 (3) 確定測量業務
- (4) 水文 (5) 水収支 (6) 土地改良区の賦課業務 (7) 各種土量計算



福島県土地改良事業団体連合会

会長 伊東 正義

〒960 福島市南中央三丁目36番地
TEL 福島 (0245) 35-0371 (代表)
FAX 福島 (0245) 35-1200